

三朝町空き店舗等活用支援補助金 制度の概要

	項 目	確 認 事 項
1	趣 旨	町内の空き店舗等を活用して新たに出店するものを支援することによって町の活力及び賑わいの創出を目的とする
2	補助対象となる 空き店舗等	①概ね1ヶ月以上継続して利用されていない空き店舗 ②店舗以外であった物件で、改修工事により店舗として利用するもの 例) 空き家、空き倉庫等 ③事業を開始するため、新たに建設された店舗
3	補助対象者	対象区域内の空き店舗等を活用して事業を開始し、又は開始しようとする者のうち、次の全ての条件に該当するもの ①三朝町商工会の会員であること又は特定創業支援事業者の認定を受けていること ②町税を滞納していないこと ③対象の店舗において1年以上営業を継続すること ④過去に本補助金の交付を受けていないこと
4	補助対象事業	次の全ての条件に該当する事業 ①町の商工業の発展及び賑わい創出が期待できる事業であること ②具体的な事業計画を有し、操業開始から1年以上の営業が見込まれること ③毎月おおむね20日以上営業すること ④開業に必要な資格を有するか、又は開業までに有する見込みがあること ⑤風俗営業を行う場合は、町長が不相当と認める業態のものでないこと ⑥金融関係事業及び主として事務所として使用するものでないこと ⑦以上の他、趣旨に照らして不相当と認められる事業でないこと
5	補助対象経費	新・増築工事費、内・外装工事費、設備工事費等
6	補助金額	・改装工事を行う場合…補助対象経費の2分の1(上限100万円) ・店舗を新設する場合…補助対象経費の2分の1(上限200万円) ※補助対象経費に係る工事が完了した後に交付決定額の2分の1以内の金額を支払い、操業開始から1年経過後に交付済額を差し引いた金額を支払う
7	申請方法	操業開始予定の1か月前までに申請書に必要書類を添えて提出
8	交付の審査	審査会を設け、申請内容が交付対象として適当か否かを審査する